

令和3年における送検状況について

～ 78 件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 木原 亜紀生）は、令和3年（1～12月）の送検状況（大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したものを）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数	78 件	（対前年比	- 8 件	- 9.3%）
法令別件数				
労働基準法等違反	30 件	（対前年比	- 5 件	- 14.3%）
労働安全衛生法違反	48 件	（対前年比	- 3 件	- 5.9%）

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における令和3年の送検状況を取りまとめたものである。

労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 送検件数 [表1参照]

令和3年の送検件数は78件で、前年の86件から8件(9.3%)減少した。

(2) 法令別件数 [表1参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件(以下「労働基準法等違反事件」という。)が30件、労働安全衛生法違反事件が48件である。
- ・ 前年と比較して労働基準法等違反事件は5件(14.3%)減少し、労働安全衛生法等違反事件の件数は3件(5.9%)減少した。
- ・ 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」及び「労働時間・休日等」が13件、「その他」が3件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が19件、「墜落等危険防止」が10件、「その他」が6件、「作業主任者の選任等」及び「労災かくし」が5件となっている。

(3) 業種別件数 [表2参照]

業種別では、建設業が21件で最も多く、続いて製造業が19件となっている。

(4) 端緒別件数 [表3参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では30件中10件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、48件中32件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは10件(約13%)である。

(5) 強制捜査件数 [表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和3年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は21件である。

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

表 1 法令別件数

		令和元年	令和2年	令和3年(前年比)
送検件数		80 100%	86 100%	78 (-8) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	14	14	13
	解雇 (労働基準法第20条)	3	0	1
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	2	2	0
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	8	4	13
	その他	8	15	3
	計	35 44%	35 41%	30 (-5) 38%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	10	18	19
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	1	1	5
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	17	10	10
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	7	9	5
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	1	2	3
	その他	9	11	6
	計	45 56%	51 59%	48 (-3) 62%

注1:主たる送検条文により集計。

注2:法令ごとの主な司法処分事例は別添のとおり。

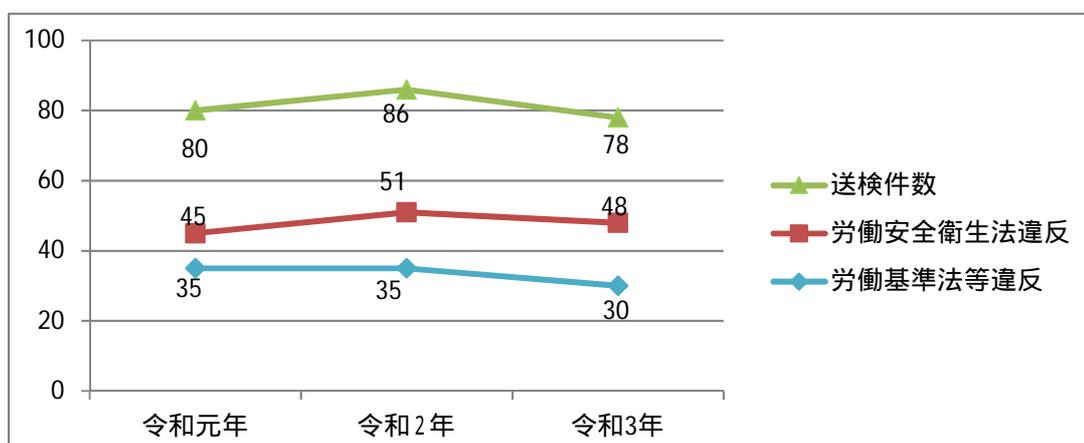


表 2 業種別件数

	令和元年	令和2年	令和3年
製造業	8 10%	22 26%	19 24%
建設業	33 41%	27 31%	21 27%
運輸交通業	3 4%	4 5%	6 8%
商業	8 10%	11 13%	7 9%
接客娯楽業	9 11%	4 5%	7 9%
その他	19 24%	18 21%	18 23%
送検件数	80 100%	86 100%	78 100%

表 3 端緒別件数

	令和元年			令和2年			令和3年			
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	
告訴・告発	12	1	13	21	1	22	10	0	10	13%
告訴・告発以外	23	44	67	14	50	64	20	48	68	87%
(うち、重大な労働災害)	(0)	(36)	(36)	(1)	(32)	(33)	(4)	(32)	(36)	37%
送検件数	35	45	80	35	51	86	30	48	78	100%

表 4 強制捜査件数

	令和元年	令和2年	令和3年
送検件数	80 100%	86 100%	78 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	14 18%	11 13%	21 27%

当該年において送検した事件に関する件数である。

令和3年 送検事例

労働基準法等違反事件の事例

事例1 違法な長時間労働（「かたく」による送検）

大阪市住之江区に本社を置いて、大阪市をはじめ全国に多数の飲食店を営む使用者が、大阪市内の飲食店5店舗において、労働者12名に対し、労働基準法第36条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超えて、違法な時間外労働を行わせたものである。

大阪労働局の過重労働撲滅特別対策班（「かたく」）による事案。

（労働基準法第32条・40条違反）

労働基準法第32条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

労働基準法第40条

別表第1第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第32条から第32条の5までの労働時間及び第34条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

労働基準法施行規則第25条の2

使用者は、法別表第1第8号、第10号（映画の製作の事業を除く。）第13号及び第14号に掲げる事業のうち常時10人未満の労働者を使用するものについては、法第32条の規定にかかわらず、1週間について44時間、1日について8時間まで労働させることができる。

事例 2 1 か月分の賃金を全額支払わなかったもの

大阪市港区において、障害者福祉事業を営む事業主が、労働者に対し、1 か月分の賃金を所定支払日に全額支払わず、大阪府最低賃金額以上の賃金を支払わなかったものである。

(最低賃金法第 4 条違反)

最低賃金法第 4 条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

労働安全衛生法違反事件の事例

事例 1 エレベーターに安全装置を取り付けなかったもの

大阪府東大阪市において、家具製造業を営む事業者が、派遣労働者に、法令で定める安全装置（搬器と昇降路の全ての出入口の戸が閉じていない場合に搬器を昇降させることができない装置等）が取り付けられていないエレベーターを使用して、荷の運搬作業を行わせたものである。

（労働安全衛生法第 21 条、労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 17 号、労働安全衛生規則第 27 条、エレベーター構造規格第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

労働安全衛生法第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

労働安全衛生法施行令第 13 条

1、2（略）

- 3 法第 42 条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

十七 積載荷重が 0.25 トン以上 1 トン未満のエレベーター

労働安全衛生規則第 27 条

事業者は、法別表第 2 に掲げる機械等及び令第 13 条第 3 項各号に掲げる機械等については、法第 42 条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない。

エレベーター構造規格第 30 条

エレベーターは、次の各号に掲げる安全装置を備えるものでなければならない。

- 一 搬器及び昇降路の全ての出入口の戸が閉じていない場合には、搬器を昇降させることができない装置
- 二 搬器が昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合には、かぎを用いなければ外から当該出入口の戸を開くことができない装置

事例2 煮沸槽等への転落を防止するために丈夫なさく等を設けていなかったもの

大阪府泉大津市において、鋼線、鉄線等の製造業を営む事業者が、労働者が洗浄槽の開口部から槽内へ転落することにより火傷等の危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同開口部に丈夫なさくを設ける等の転落防止措置を講じていなかったものである。

(労働安全衛生法第21条、労働安全衛生規則第533条違反)

労働安全衛生法第21条

- 1 (略)
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生規則第533条

事業者は、労働者に作業中又は通行の際に転落することにより火傷、窒息等の危険を及ぼすおそれのある煮沸槽、ホッパー、ピット等があるときは、当該危険を防止するため、必要な箇所に高さが75センチメートル以上の丈夫なさく等を設けなければならない。ただし、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等転落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

事例3 プレス機械作業主任者の職務を実施していなかったもの

大阪市生野区において、金属プレス製品製造業を営む事業者が、労働者に動力プレスによる金属製品の打抜作業を行わせるに当たり、プレス機械作業主任者にその職務である当該プレスの安全装置の点検、及び、当該プレス機械の操作切替キースイッチのキーの保管を行わせなかったものである。

(労働安全衛生法第14条第1項、労働安全衛生法施行令第6条第7号、労働安全衛生規則第134条第1号、第3号違反)

労働安全衛生法第14条

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けたものが行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

労働安全衛生法施行令第6条

法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

一～六 略

七 動力により駆動されるプレス機械を五台以上有する事業場において行う当該機械による作業

八～二十二 略

労働安全衛生規則第134条

事業者は、プレス機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

一 プレス機械及びその安全装置を点検すること。

二 略

三 プレス機械及びその安全装置に切替えキースイッチを設けたときは、当該キーを保管すること。

四 略

事例4 労災かくし

大阪府門真市において、解体工事等の建設工事業を営む事業者が、大阪市内の建設現場で所属労働者が作業中に負傷し4日以上休業した労働災害について、遅滞なく労働者死傷病報告書を大阪中央労働基準監督署長に提出しなかったものである。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条違反)

労働安全衛生法第100条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

労働安全衛生規則第97条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。